

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3361号)

令和8年7月16日

横 情 審 答 申 第 3361 号

令 和 8 年 7 月 16 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和7年6月19日教学経第1078号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和6年度中学校用教科書採択手続きにおける以下の電磁データ ①教科書
取扱審議会（1～4回）の審議部分の電磁データ（録音） ②教科書取扱審議会
の中学校用教科書採択のための答申文（全教科）」の不開示決定に対する審査請
求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「令和6年度中学校用教科書採択手続きにおける以下の電磁データ ①教科書取扱審議会（1～4回）の審議部分の電磁データ（録音） ②教科書取扱審議会の中学校用教科書採択のための答申文（全教科）」を不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和7年2月21日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和7年12月横浜市条例第55号）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため及び旧条例第17条第3項に該当するため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 「教科書取扱審議会（1～4回）の審議部分の電磁データ（録音）」（以下「本件録音データ」という。）について

本件録音データについては、横浜市教科書取扱審議会条例（昭和39年6月横浜市条例第71号）に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）の委員の自由かつ達な議論を担保するため、録音しておらず、保有していないため、不開示とした。

- (2) 「教科書取扱審議会の中学校用教科書採択のための答申文（全教科）」（以下「本件答申文」という。）について

本件答申文については、市民情報センターにおいて配架されており、閲覧することが可能であるため、旧条例第17条第3項で規定する市民の利用に供することを目的として保存している「図書」又は「刊行物」に該当し、旧条例が適用されないことから、不開示とした。なお、市民情報センターに配架している紙文書と電磁的記録は、開示の媒体が異なるだけであり、元は確定した答申であるため、異なる行政

文書とは解していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件録音データについては、過去に審議会の録音の一部が開示された経緯があり、不開示理由に異議があるため、再決定を求める。
- (3) 本件答申文については、正式な答申である紙媒体とは異なる質の文書であり、不開示理由に異議があるため、再決定を求める。
- (4) 審査請求人は、過去にも審議会の録音データを開示請求したことがあるが、その際には開示を受けることができ、この時点では録音がなされていた。その後に録音しない取扱いに変更したということになるが、それは録音の有用性等に照らし、不自然と言わざるを得ない。録音をせずに、手書きメモのみに頼って会議録を作成することには、事務処理上のメリットが全くなく、不自然である。
- (5) 審議会の録音をしない理由として「審議会委員の自由闊達な議論を担保するため」としているが、会議録作成目的で録音することによって、自由かつ達な議論が抑制されるとは考えにくい。
- (6) 教科書採択には、公正性・透明性の確保が強く要請されており、採択の理由や経緯等について、保護者を含む市民への説明責任を果たすことが求められる。録音をしていないというのが事実であれば、極めて不合理であり、市民の知る権利を損なうものである。
- (7) 配架されている紙文書と請求した電磁データである行政文書は異なる行政文書である。行政文書管理システム上の情報が原本であり、市民情報センターには紙に印刷された写しが配架されているにすぎない。旧条例では情報そのものを開示対象としているわけではなく、行政文書であって、文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録という具体的な実体のあるものである。
- (8) 実施機関が、情報の内容が同じ「文書」と「電磁的記録」をいずれも保有している場合に、請求者が「電磁的記録」を請求文書とし、光ディスクへの複写の方法による写しの交付を求めたにもかかわらず、「文書」を対象として特定し、「文書」の写し作成方法によって作成した写しを交付することは許容されないと思われる。
- (9) 旧条例第17条第1項は、「当該同一の方法による開示」と規定しており、他の法

令等によって閲覧や紙の写しの交付しか認められていない場合に、電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付の方法による開示の請求をすることは許容される。同一の条に規定された第3項について、「同一の方法による開示」であるかどうかを問わず、内容的に同じであれば広く旧条例の適用対象外となると解釈することは一貫性がない。

- (10) 審査請求人は、電磁的記録として実施機関が保有している行政文書を光ディスクに複写して交付することを求めているものであり、実施機関の複写の労力は大きくない。一方、電磁的記録のまま光ディスクへ複写したものの交付を受けられることは、請求者にとって大きな利点がある。実施機関の負担と市民の利便性との調整という観点からも、電磁的記録での本件開示請求は認められるべきと考える。

5 審査会の判断

- (1) 令和6年度中学校用教科書採択に係る事務について

横浜市教育委員会は、令和7年度から令和10年度に横浜市立中学校で使用する教科書の採択にあたり、「令和6年度横浜市教科書採択の基本方針」（以下「基本方針」という。）を定め、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される審議会に対し、令和6年度に採択する教科書の取扱いに関し、基本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、同条例第2条第1項に基づき、調査・審議を諮問する。

審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するに当たりふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。

横浜市教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、令和6年度中学校用教科書採択手続に係る審議会の第1回から第4回までの審議部分を録音した電磁データ及び審議会の中学校用教科書採択のための全教科の答申文である。

- (3) 本件録音データの不存在について

ア 審査請求人は、過去に同審議会の録音の一部が開示された経緯があることを主張しているため、録音の運用について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 審議会における録音については、従前、会議録作成の補助的手段として実施

していた。しかし、審議会の会議録は、会議の日時、開催場所、出欠席者、開催形態、議題、決定事項及び議事の概要を記載するものであり、委員の発言内容を一言一句記録することを要するものではない。そのため、会議録の作成に当たっては、書記によるメモ等により必要な内容を把握することで足り、録音データを参考としなくとも作成は可能であった。

- (イ) また、審議会の委員は、学識経験者や児童及び生徒の保護者等により構成されているところ、その審議においては、必ずしも結論に直結しない気軽な意見や率直な感想を含めた発言が議論を発展させる契機となるものであり、委員相互の自由かつ自発的な意見交換が重要である。

この点、委員はそれぞれの知識や自身の経験を踏まえて発言を行うものであることから、発言内容が録音されることにより、発言に対する心理的な負担が生じ、発言回数の減少や率直な意見表明の抑制を招くなど、審議会委員の議論の自由かつ達な意見交換が阻害され、事務に支障を及ぼすことが懸念される。

- (ウ) このような事情を踏まえ、録音の必要性について見直しを行ったところ、令和4年度まで実施していた録音については、令和5年度以降は実施しないこととした。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 当審査会において審議会の会議録を確認したところ、当該会議録には、会議の日時、開催場所、出欠席者、開催形態、議題、決定事項及び議事の概要が記載されていることが認められた。この点について、録音データを使用しなくとも会議録の作成ができるとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

- (イ) また、実施機関は、録音が行われることにより、委員に心理的負担が生じ、発言回数の減少や率直な意見表明の抑制等、審議の自由かつ達性が損なわれるおそれがある旨を主張する。この点について、従前は保有していた録音データについて、その開示請求に対し決定が行われていることからすれば、実施機関において録音データの特定をためらうべき事情があったとはうかがえない。また、本件において録音データを作成又は取得したことをうかがわせる具体的事情も認められない。

これらを踏まえると、実施機関が録音データを保有しながら、あえて保有していないと説明するとは考え難く、保有していないとの説明自体が、不自然・不合理であるとは認められない。

(ウ) したがって、本件録音データについては、実施機関において保有しているとは認められない。

(エ) なお、教科書採択に関する会議は、教育内容に関わる重要な事項を扱うものであり、市民の関心が高い案件であることは明らかであるため、会議の透明性の確保及び説明責任の観点から、一定の情報公開が求められるものである。この点について、会議録の記載から審議の経過や内容の概要については確認することが可能であるといえる。しかし、審査請求人が主張するように、具体的な会議内容等の把握が困難である面も否定できないことから、実施機関においては、会議録の記載方法等について、より一層の工夫がなされることが望まれる。

(4) 旧条例第17条第3項該当性について

ア 旧条例第17条第3項では、「この条例の規定は、市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等については、適用しない。」と規定している。

イ 当該規定は、市の施設において利用に供されている刊行物等に係る情報を当該施設で取得できる場合には、これに重ねて情報公開制度による保障を及ぼす必要がないという趣旨であると解される。

実際、市の施設において刊行物等が一般利用に供されていれば、当該情報を取得することが可能であり、他の媒体に記載された同一内容の情報について、これに重ねて情報公開制度による保障を及ぼす必要性は高いものではない。また、このような場合に他の媒体による開示請求を認めると、手間や費用の回避を目的とする請求が行われる可能性があることは否定できない。

これらの事情を考慮すれば、開示請求の対象が電磁的記録であり、当該電磁的記録自体が市の施設において市民の利用に供されていない場合であっても、当該情報が別の媒体により市の施設において市民の利用に供することを目的として保存するなどされているときは、当該電磁的記録について旧条例に基づく開示請求を認める必要はないと解される。

もっとも、旧条例が開示請求の対象を行政文書としているのは、情報そのものを対象とした場合に特定が困難になるなどの理由によるものである。この点を踏まえても、情報公開制度の趣旨からすれば、情報が既に市の施設において利用に供されている場合においては、当該情報に係る行政文書を開示請求の対象外とすることは許容されると解される。

ウ 以上のとおり、本件答申文は紙媒体として市民情報センターに配架され、市民の利用に供されていることから、旧条例第17条第3項の規定により、本件電磁的記録について旧条例は適用されないものと認められる。

(5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を不開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和7年6月19日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和7年7月28日	・審査請求人から主張書面を受理
令和8年5月21日 (第326回第三部会)	・審議
令和8年6月18日 (第327回第三部会)	・審議